

岩手県告示第 650 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 9 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 283 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高松第 29 地割 102 番 1 地先から第 28 地割 43 番 24 地先まで	新	B 59.8～11.2 m	m 1,540.0
	旧	A 74.5～10.0	1,585.0
		B 74.5～14.5	1,540.0
花巻市高松第 28 地割 43 番 24 地先から 9 番 1 地先まで	新	64.1～27.0	90.7
	旧	88.3～33.7	90.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
- (2) 期間 平成 20 年 9 月 9 日から同年 10 月 9 日まで